

障害学生支援の合理的配慮の 妥当性評価からみた基準作りに関する検討

吉原 正治¹⁾, 山本 幹雄²⁾, 岡本 百合¹⁾
磯部 典子¹⁾, 三宅 典恵¹⁾, 日山 亨¹⁾
黄 正国¹⁾, 坂本 晶子²⁾, 佐野 (藤田) 真理子²⁾

障害学生支援における合理的配慮の妥当性評価を行い、その結果で基準案を作成することを目的とする。障害学生支援または保健管理に携わるスタッフ7名が、仮想事例5事例（聴覚、肢体不自由、発達障害2例、内部障害）に対して、合理的配慮例（授業の情報保障、欠席時の対応、履修基準に関わること、連絡、実習（教育実習、臨床実習）、グループ学習・実験、試験、生活支援にも係ること、課外活動、研修会など計80例）について、合理的配慮として妥当性を評価した。妥当性は9段階評価で採点し、「1点：妥当でない ↔ 5点：中間 ↔ 9点：妥当」とし、それぞれのスタッフが独立して絶対評価した。さらに、回答者は、全員の1回目の集計結果を見て、再度回答し、デルファイ法に準じて集約を試みた。その結果いずれの仮想事例においても共通して妥当性が「中位」以上とされた事項は、「病院受診のための欠席時には講義の資料が欲しい」、「レポート課題の期限延長」、「重要事項、急な予定変更は、学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書で明示」、「事前に作業工程、制限時間、注意事項等を文書で具体的に明示」、「申請、書類作成等に関する助言」、「就労移行支援事業所と連携した就労支援」、「支援関係学生教職員に啓発講習会を開催」であった。その他個々の事例に応じたものがあった。支援の対象も、内容・範囲もますます多様となり、障害学生支援を、より効果的に実施するためには、本人・関係者間での建設的な相談・対話が重要である。その前提として、支援者側はどのような支援が必要であるかの一般的知識と、必要度の定量的評価も知っておくことが有用と考えられた。

キーワード：

Toward standardization of “reasonable accommodation” for
students with disabilities by evaluating its validity

Masaharu YOSHIHARA¹⁾, Mikio YAMAMOTO²⁾, Yuri OKAMOTO¹⁾
Noriko ISOBE¹⁾, Yoshie MIYAKE¹⁾, Toru HIYAMA¹⁾
Zhengguo HUANG¹⁾, Akiko SAKAMOTO²⁾, Mariko SANO (FUJITA)²⁾

The purpose of this study was to evaluate the validity of the rational consideration of reasonable accommodations to be made for students with disabilities and to draft an appropriate standard. Seven health management or student support professionals involved in this study. Five fictional cases of disabilities (auditory impairment, physical disability, developmental disorder (2 cases), internal disability) and 80 examples of reasonable accommodations were prepared. The

1) 広島大学保健管理センター
2) 広島大学アクセシビリティセンター

1) Health Service Center, Hiroshima University
2) Accessibility Center, Hiroshima University

participants evaluated the validity of each example on a scale of 1 to 9. The results were revised and aggregated in accordance with the Delphi method. Examples of reasonable accommodations commonly evaluated as “moderately or highly valid” among the participants were as follows. “Providing lecture materials in absence due to hospital visit”, “Extending the deadline for submission of papers”, “Notification of schedule changes online or by sending notes”, “Prior notification in writing of processes, time limits, and precautions”, “Giving necessary advice on filling out application and other forms”, “Providing transition support for employment”, and “Holding workshops on disability support for faculty, staff, and students”. Constructive dialogue with students with disabilities is important to determine the most effective support methods. Moreover, it is also useful to know which reasonable accommodations are considered highly “valid” or “reasonable” based on quantitative evaluations.

Key words:

I. はじめに

大学には年齢、性別、社会経験、国籍などが多様な学生が在籍している。学生には修学上支援が必要な者もあり、障害学生への支援は「合理的配慮」として考えられる^{1, 2)}。合理的配慮とは、本邦の批准する「障害者の権利に関する条約」で定義された内容を簡潔に述べると、「障害者の平等・権利を確保するための必要かつ適当な変更及び調整で、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」となる。大学での合理的配慮は、授業・教材・試験等における教務的配慮や健康相談・保健管理等に関する配慮などがあり、相談・調整しながら進めていくものである²⁻⁶⁾。合理的配慮の提供を行う際には、当事者本人との建設的対話・相談が重要である。文部科学省の障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）についてをみると、合理的配慮の内容を決定する際の主な手順として、「これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話（障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い）・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。」とされている²⁾。

教育上の合理的配慮は、修学上必要な支援を行

うが、均衡を失しない変更・調整で、過度の負担を課さないものであり、また、高等教育機関としての観点からは、教育の質を保ち、評価基準を変えないことが重要である^{3, 11)}。

本学では、従前より「広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則」、「身体等に障害のある者の入学者選抜及び就学等に関する相談の指針」等も定め、さらに「国立大学法人広島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」、「別紙：国立大学法人広島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領における留意事項」があり、それらに則り合理的配慮を実施している。

一方、近年日本学生支援機構の全国調査の報告^{7, 8)}にもあるように、障害の種別は、内部障害、精神障害、発達障害等の割合が多くなり、個人差も大きく、支援範囲も様々で、ケース・バイ・ケースの状況が多くなっている^{4, 5)}。その支援の内容・範囲は、個々に面談、相談を行うことが必要であるが、困り感という主観的要素の対応に、調整が難しい場合もある。合理的配慮は個々の事例により異なり、相談の結果決定されるが、目安として合理的配慮の妥当性を評価した基準があると有用である¹⁰⁾。このことは、大学における修学支援の向上、公平性の担保のためにも重要である^{9, 10)}。

前報ではその前段階として、仮想事例と合理的

配慮の例を作成した¹⁰⁾。このたびは障害学生支援における合理的配慮の基準を作成することを目的として、障害学生支援または保健管理に携わるスタッフが、その例に対して合理的配慮の妥当性について、複数回の評価を行い、コンセンサス形成を試みる方法で、合理的配慮の基準案の作成を試みたので報告する。

II. 対象と方法

仮想事例における合理的配慮例について、複数専門家が妥当性評価を回答した。回答の集約・コンセンサス形成方法はデルファイ法に準じて行った。すなわち、回答者が1回目の全員の集計結果をみて、再度回答を行うことで、意見を集約していく方法である。このデルファイ法は、意見・知見を集約し、統一的な見解を得る手法の一つで、複数の回答者（パネリスト）による回答を行い、結果を回答者にフィードバックし、その結果をみて再度回答を繰り返し、全体の意見を集約していく手法である。フィードバック回答を匿名で行うことで、権威・発言力等の人間関係の影響を排除できる方法である。

1. 対象者（回答者）

回答者は、本学保健管理センターまたはアクセシビリティセンターのスタッフ（職種は教員、医師、臨床心理士、保健師、コーディネーター）計7名である。概ね経験年数で見ると、10年以上4名（A群）、10年未満3名（B群）であった。

2. 方法

前報で作成した仮想事例と合理的配慮例を基本として用いた¹⁰⁾。

仮想事例：5事例（聴覚、肢体不自由、発達障害2例、内部障害）を作成した。発達障害については注意欠如・多動性障害（ADHD）を想定した不注意・多動性・衝動性の事例3と、自閉症スペクトラム障害（ASD）を想定した社会性・コミュニケーション反応の障害、感覚刺激に対する過敏の事例4を作成した。

仮想事例1：聴覚障害想定、高度難聴、補聴器

使用中、仮想事例2：肢体不自由想定、車いす使用、手が震えて文字がうまく書けない、仮想事例3：発達障害想定1、注意散漫、落ち着きがない、指示を守れない、仮想事例4：発達障害想定2、コミュニケーション障害、社会性の障害、聴覚過敏がある、仮想事例5：内部障害想定、糖尿病で自己注射をし、2週に1回病院に通っている、筆記・移動は支障がない。

合理的配慮例の内容（表1）：授業の情報保障、欠席時の対応、履修基準に関わること、連絡、実習（教育実習、臨床実習）、グループ学習・実験、試験、生活支援にも係ること、課外活動、研修会などについて計80の支援内容を作成した。

回答者は、仮想事例について、それぞれの合理的配慮の妥当性を評価し採点した。採点は9段階評価で、「1点：妥当でない・適切でない・不相当 ↔ 5点：中間 ↔ 9点：妥当・適切・適当」とし、それぞれの回答者が独立して絶対評価し、1から9点をつけた。さらに、回答者は、全員の1回目の集計結果を見て、再度回答した。2回目の回答結果の中央値を代表値とし、それぞれの合理的配慮の基準となる評価結果とした。

III. 結果

1. 回答2群の1回目と2回目について

1回目の回答と2回目の回答の判断の変化をみた。経験10年以上のA群と10年未満のB群に分けて検討した。検討はA、B各群の合理的配慮内容の評価結果が1から3を「低い」、4から6を「中位」、7から9を「高い」の3群に区分し、80支援内容例における割合をみた。5仮想事例で80支援内容例、400項目について、「高い」、「中位」、「低い」の割合は、A群1回目は10.1%、27.9%、62.0%で、2回目は9.1%、30.4%、60.5%であった。B群1回目は21.7%、34.6%、43.7%で、2回目は12.3%、30.1%、57.5%であった。A+B群の2回目全体では11.4%、29.4%、59.3%であった。

A群の1回目と2回目のカッパ値（下側95%～上側95%）は0.907（0.868～0.946）で高い一致であった。一方B群では1回目と2回目のカッパ値（下側95%～上側95%）は0.4802（0.412～0.549）

表1 合理的配慮例

配慮種類	配慮内容	配慮種類	配慮内容	
授業の 情報保障 等	ICレコーダーによる授業の録音	連絡等 (続き)	事前に作業工程, 制限時間, 注意事項等を, 文書(板書, 配布資料等)で具体的に明示	
	録音音声のテキスト化		教室移動やレポート提出期限の直前にメール又は電話で本人に通知	
	板書の撮影		不登校で本人が支援申請や配慮の相談不可のため, 保護者による代理申請・配慮願い手続き	
	板書の内容を資料で提供		学外実習への移動支援	
	授業ノートのコピーを提供		教育実習・診療実習先への支援者の配置	
	配布資料のテキストデータ提供	実習 (教育実習, 臨床実習) 等	実習・実技の免除	
	非常勤講師の授業スライド提供		学習上のスケジュール支援	
	ビデオ教材字幕付け・文字起こし		教育実習先での居場所確保	
	手話通訳の配置		途中退席の場合の配慮(欠席扱いにならない)	
	話者の口元が見える状態で授業実施		教育実習に手話通訳の配置	
要約筆記者の配置	グループ 学習・ 実験等	共同でできないので, 別室で一人で受講		
資料をすべて拡大コピーで提供		メールやチャットによる討論		
ポイントテイク(代筆者)を1名配置		テーマの変更		
欠席時 の対応 等		欠席した授業のICレコーダーによる録音	補助者の配置	
		欠席授業の補習	指示は文字や紙で実施	
		欠席時の講義資料等の提供	試験等	試験時のPCによる回答
		欠席時の資料配布及び出席に代わる課題提出		試験時の代筆者による回答
		欠席が多くても試験を受験可能		試験時間延長1.3倍
		病院受診のための欠席時の講義資料提供		別室受験
		授業中体調不良時, 退室しやすいよう配慮		試験の代わりにレポート
	体調不良により遅刻欠席する可能性を予め考慮	不安のため試験免除		
	体調不良で連絡できずに欠席した場合も, 後日授業内容に関する質問に対応等の配慮	授業中の配慮不十分で成績が悪かったため, 成績見直し		
	授業中の服薬・給水を許可	生活支援 にも係る こと等		朝起きることができないので, モーニングコール実施
移動の不自由により, 休憩時間を多く必要とするため遅刻の可能性に配慮	居場所の確保			
履修基準 に関わる こと等	授業内容の代替措置			送り迎え(バス停から教室まで)
	介助者の授業出席		通学支援(自動車通学許可)	
	介助者の入構		通学支援(専用駐車場の確保)	
	補習の実施		通学支援(自宅から大学まで1km, 通学支援として付き添い)	
	学習指導(レポート作成等)		導尿セットの預かり	
	授業中の途中退席許可		トイレ等に手すり等の設置	
	別室での個別授業		多目的トイレの設置	
	個別ガイダンス		排泄介助	
	遅刻に対する配慮	支援機器の貸し出し		
	レポート課題の期限延長	行政サービス等, 学外機関の紹介・橋渡し		
授業の終わりに教員が授業内容を確認	申請, 書類作成等に関する助言			
連絡等 (続く)	情報収集支援(行事案内の個別送付)	就労移行支援事業所と連携した就労支援		
	情報収集支援(休講情報の個別連絡)	発達障害者支援センターと連携した修学支援		
	重要事項(試験日程, 提出課題, 休講情報, 教室変更等)は可能な限り, 学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書(板書, 配布資料)で明示	課外 活動等	課外活動の手話通訳	
	急な予定変更がある場合は, 可能な限り変更内容を具体的に記した文書(板書, 配布資料等)で通知		移動の介助	
	急な予定変更がある場合は, 可能な限り変更内容を具体的に記した文書(板書, 配布資料等)で通知		研修会 等	保護者指定の障害理解講習を教職員が受講
	支援関係学生教職員に啓発講習会を開催			

表2-1 評価結果_聴覚障害想定例

配慮種類	配慮内容	評価値
授業の情報保障等	ICレコーダーによる授業の録音	7 (3-9)
	録音音声のテキスト化	7 (6-9)
	板書の撮影	5 (1-9)
	板書の内容を資料で提供	5 (1-8)
	授業ノートのコピーを提供	7 (5-9)
	ビデオ教材字幕付け・文字起こし	9 (7-9)
	手話通訳の配置	7 (5-9)
	話者の口元が見える状態で授業実施	9 (7-9)
	要約筆記者の配置	8 (5-9)
	ポイントテイク（代筆者）を1名配置	5 (1-9)
欠席時の対応等	病院受診のための欠席時の講義資料提供	5 (5-6)
履修基準に関わる こと等	授業内容の代替措置	6 (5-7)
	個別ガイダンス	5 (1-6)
	レポート課題の期限延長	4 (1-5)
連絡等	授業の終わりに教員が授業内容を確認	5 (3-7)
	情報収集支援（行事案内の個別送付）	4 (2-5)
	情報収集支援（休講情報の個別連絡）	5 (1-6)
	重要事項（試験日程、提出課題、休講情報、教室変更等）は可能な限り、学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書（板書、配布資料）で明示する。	9 (5-9)
	急な予定変更がある場合は、可能な限り変更内容を具体的に記した文書（板書、配布資料等）で通知	8 (5-9)
実習（教育実習、 臨床実習）等	事前に作業工程、制限時間、注意事項等を、文書（板書、配布資料等）で具体的に明示	5 (5-8)
	教育実習・診療実習先への支援者の配置	5 (5-8)
	実習・実技の免除	5 (3-5)
グループ学習・実 験等	教育実習に手話通訳の配置	5 (3-5)
	メールやチャットによる討論	6 (5-7)
	補助者の配置	5 (5-8)
試験等	指示は文字や紙で実施	8 (7-9)
	別室受験	5 (1-5)
生活支援にも係る こと等	支援機器の貸し出し	9 (5-9)
	行政サービス等、学外機関の紹介・橋渡し	5 (5-8)
	申請、書類作成等に関する助言	5 (3-7)
	就労移行支援事業所と連携した就労支援	5 (5-9)
研修会等	支援関係学生教職員に啓発講習会を開催	5 (5-8)

表2-2 評価結果_肢体不自由想定例

配慮種類	配慮内容	評価値
授業の情報保障等	ICレコーダーによる授業の録音	6 (1-9)
	板書の撮影	8 (5-9)
	板書の内容を資料で提供	7 (6-9)
	授業ノートのコピーを提供	6 (3-9)
	非常勤講師の授業スライド提供	4 (1-5)
	ポイントテイク（代筆者）を1名配置	6 (5-9)
欠席時の対応等	病院受診のための欠席時の講義資料提供	5 (5-6)
	移動の不自由により、休憩時間を多く必要とするため遅刻の可能性に配慮	9 (7-9)
履修基準に関わる こと等	授業内容の代替措置	5 (3-9)
	介助者の授業出席	7 (4-9)
	介助者の入構	7 (5-9)
	遅刻に対する配慮	5 (1-8)
	レポート課題の期限延長	5 (1-6)
	授業の終わりに教員が授業内容を確認	5 (1-5)
連絡等	重要事項（試験日程、提出課題、休講情報、教室変更等）は可能な限り、学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書（板書、配布資料）で明示する。	5 (5-8)
	急な予定変更がある場合は、可能な限り変更内容を具体的に記した文書（板書、配布資料等）で通知	5 (5-7)
	事前に作業工程、制限時間、注意事項等を、文書（板書、配布資料等）で具体的に明示	5 (1-6)
	不登校で本人が支援申請や配慮の相談不可のため、保護者による代理申請・配慮願い手続き	4 (2-8)
実習（教育実習、 臨床実習）等	学外実習への移動支援	5 (4-9)
	教育実習・診療実習先への支援者の配置	5 (2-8)
	実習・実技の免除	6 (5-7)
	教育実習先での居場所確保	4 (1-5)
グループ学習・実験等	補助者の配置	6 (5-9)
試験等	試験時のPCによる回答	7 (5-8)
	試験時の代筆者による回答	5 (5-8)
	試験時間延長1.3倍	9 (7-9)
	別室受験	5 (2-7)
	試験の代わりにレポート	5 (2-6)
生活支援にも係る こと等	送り迎え（バス停から教室まで）	4 (1-7)
	通学支援（自動車通学許可）	8 (7-9)
	通学支援（専用駐車場の確保）	8 (7-9)
	トイレ等に手すり等の設置	9 (5-9)
	多目的トイレの設置	9 (6-9)
	排泄介助	6 (5-7)
	支援機器の貸し出し	7 (5-9)
	行政サービス等、学外機関の紹介・橋渡し	6 (5-8)
	申請、書類作成等に関する助言	5 (5-8)
就労移行支援事業所と連携した就労支援	6 (5-8)	
課外活動等	移動の介助	5 (3-6)
研修会等	支援関係学生教職員に啓発講習会を開催	5 (5-8)

表2-3 評価結果_発達障害想定例

配慮種類	配慮内容	評価値 ADHD	評価値 ASD
授業の情報保障等	ICレコーダーによる授業の録音	5 (5-6)	5 (5-6)
	板書の撮影	5 (3-5)	
	板書の内容を資料で提供	5 (3-5)	
	授業ノートのコピーを提供	5 (3-5)	
欠席時の対応等	病院受診のための欠席時の講義資料提供	5 (5-5)	5 (5-5)
	授業中体調不良時、退室しやすいよう配慮	5 (5-5)	6 (5-9)
	体調不良により遅刻欠席する可能性を予め考慮	5 (1-6)	6 (5-9)
	体調不良で連絡できずに欠席した場合も、後日授業内容に関する質問に対応等の配慮	5 (2-5)	6 (5-9)
	授業中の服薬・給水を許可	4 (1-6)	5 (5-6)
履修基準に関わる こと等	授業内容の代替措置	5 (5-5)	6 (5-7)
	学習指導（レポート作成等）	5 (5-6)	5 (5-8)
	授業中の途中退席許可	5 (1-6)	6 (5-7)
	別室での個別授業		5 (2-7)
	個別ガイダンス	5 (3-6)	6 (5-8)
	レポート課題の期限延長	6 (5-7)	5 (4-7)
連絡等	授業の終わりに教員が授業内容を確認	5 (3-6)	5 (3-5)
	情報収集支援（行事案内の個別送付）	5 (2-6)	5 (2-7)
	情報収集支援（休講情報の個別連絡）		4 (2-7)
	重要事項（試験日程、提出課題、休講情報、教室変更等）は可能な限り、学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書（板書、配布資料）で明示する。	8 (8-9)	8 (5-9)
	急な予定変更がある場合は、可能な限り変更内容を具体的に記した文書（板書、配布資料等）で通知	8 (7-9)	8 (5-8)
	事前に作業工程、制限時間、注意事項等を、文書（板書、配布資料等）で具体的に明示	8 (5-9)	7 (5-8)
	教室移動やレポート提出期限の直前にメール又は電話で本人に通知	5 (1-5)	5 (1-6)
実習（教育実習、 臨床実習）等	不登校で本人が支援申請や配慮の相談不可のため、保護者による代理申請・配慮願い手続き	5 (3-6)	5 (3-6)
	実習・実技の免除		5 (3-5)
	学習上のスケジュールリング支援	8 (5-9)	7 (3-9)
グループ学習・実 験等	教育実習先での居場所確保	5 (3-8)	5 (3-8)
	共同でできないので、別室で一人で受講		4 (3-6)
	テーマの変更	5 (1-5)	5 (3-5)
試験等	指示は文字や紙で実施	8 (4-9)	7 (5-9)
	試験時間延長1.3倍	5 (3-9)	5 (1-5)
	別室受験	5 (3-9)	7 (5-9)
	試験の代わりにレポート	5 (3-5)	5 (3-9)
生活支援にも係る こと等	試験の代わりにレポート		5 (3-9)
	居場所の確保	5 (3-8)	7 (5-9)
	行政サービス等、学外機関の紹介・橋渡し	6 (5-8)	7 (5-9)
	申請、書類作成等に関する助言	6 (5-8)	7 (5-9)
	就労移行支援事業所と連携した就労支援	7 (5-8)	7 (5-9)
研修会等	発達障害者支援センターと連携した修学支援	6 (5-9)	7 (6-9)
	支援関係学生教職員に啓発講習会を開催	7 (5-9)	8 (5-9)

表2-4 評価結果_内部障害想定例

配慮種類	配慮内容	評価値
欠席時の対応等	欠席時の講義資料等の提供	5 (1-5)
	欠席時の資料配布及び出席に代わる課題提出	5 (1-7)
	欠席が多くても試験を受験可能	5 (5-5)
	病院受診のための欠席時の講義資料提供	6 (5-9)
	授業中体調不良時、退室しやすいよう配慮	7 (6-9)
	体調不良により遅刻欠席する可能性を予め考慮	8 (6-9)
	体調不良で連絡できずに欠席した場合も、後日授業内容に関する質問に対応等の配慮	5 (5-7)
	授業中の服薬・給水を許可	9 (6-9)
履修基準に関わる こと等	授業中の途中退席許可	7 (5-9)
	遅刻に対する配慮	5 (1-7)
	レポート課題の期限延長	5 (1-7)
連絡等	重要事項（試験日程、提出課題、休講情報、教室変更等）は可能な限り、学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書（板書、配布資料）で明示する。	5 (1-8)
	急な予定変更がある場合は、可能な限り変更内容を具体的に記した文書（板書、配布資料等）で通知	5 (1-6)
	事前に作業工程、制限時間、注意事項等を、文書（板書、配布資料等）で具体的に明示	5 (1-6)
実習（教育実習、 臨床実習）等	途中退席の場合の配慮（欠席扱いにならない）	4 (2-5)
生活支援にも係る こと等	導尿セットの預かり	5 (1-5)
	申請、書類作成等に関する助言	5 (1-6)
	就労移行支援事業所と連携した就労支援	5 (1-8)
研修会等	支援関係学生教職員に啓発講習会を開催	5 (5-8)

で中等度の一致であった。すなわち A 群では 1 回目と 2 回目はほとんど変化せず、B 群ではやや変化した。特に B 群では「高い」、「中位」の割合が低下し、「低い」の割合が増えた。

2. 仮想事例別の評価結果

仮想事例別に合理的配慮の妥当性評価の中央値が 4 以上となった項目（「中位」と「高い」）について、表に中央値（最小値，最大値）を記載した（表 2-1 から 2-5）。

1) 聴覚障害想定例（表 2-1）

聴覚障害例で「高い」と評価されたものをみると、授業における情報保障に関する必要性で「高い」と評価されるものが多かった。また、連絡等でも同様に「重要事項（試験日程、提出課題、休

講情報、教室変更等）は可能な限り、学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書（板書、配布資料）で明示」、「急な予定変更がある場合は、可能な限り、変更内容を具体的に記した文書（板書、配布資料等）で通知」、グループ学習・実験等で「指示は文字や紙で実施」、生活支援にも係ること等で「支援機器の貸し出し」があった。

2) 肢体不自由想定例（表 2-2）

妥当性が「高い」事項としては、授業の情報保障等で「板書の撮影」「板書の内容を資料で提供」であり、想定例の内容として「手が震えて文字がうまく書けない」ことによると思われた。欠席時の対応等では「移動の不自由により、休憩時間を多く必要とするため遅刻の可能性に配慮」、履修基準に関わること等では「介助者の授業出席」、

「介助者の入構」、試験等で「試験時の PC による回答」、「試験時間延長1.3倍」で「高い」であり、生活支援にも係ること等「」通学支援（自動車通学許可）、「通学支援（専用駐車場の確保）」、「トイレ等に手すり等の設置」、「多目的トイレの設置」、「支援機器の貸し出し」も「高い」であった。

3) 発達障害想定例（表2-3）ADHD 相当と ASD 相当

「高い」とされた事項は、連絡等で多く「重要事項（試験日程、提出課題、休講情報、教室変更等）は可能な限り学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書（板書、配布資料）で明示」、「急な予定変更がある場合は、可能な限り、変更内容を具体的に記した文書（板書、配布資料等）で通知」、「事前に作業工程、制限時間、注意事項等を、文書（板書、配布資料等）で具体的に明示」であった。実習（教育実習、臨床実習）等では、「学習上のスケジューリング支援」、グループ学習・実験等では「指示は文字や紙で実施」であり、試験等では、「別室受験」が ADHD は「中位」、ASD は「高い」であった。生活支援にも係ること等では、「居場所の確保」、「行政サービス等、学外機関の紹介・橋渡し」、「申請、書類作成等に関する助言」、「就労移行支援事業所と連携した就労支援」、「発達障害者支援センターと連携した修学支援」が「高い」または「中位」で、ASD 相当例の方が「高い」という評価であった。研修会等では「支援関係学生教職員に啓発講習会を開催」が高かった。

4) 内部障害想定例（表2-4）

欠席時の対応等で「授業中体調不良時、退室しやすいよう配慮」、「体調不良により遅刻欠席する可能性を予め考慮」、「授業中の服薬・給水を許可」が「高い」とされた。履修基準に関わること等では「授業中の途中退席許可」が「高い」とされた事項であった。

IV. 考 察

合理的配慮の実践においては、支援の対象も、内容・範囲もますます多様となり、より効果的合

理的配慮の提供には、本人・関係者間での建設的な相談・対話が重要である。さらに、どのような支援が必要であるかの一般的知識とどの程度の必要度かの定量的評価も知っておくことが建設的対話には有用と考え、この度の支援スタッフのコンセンサス形成方法を用いた合理的配慮の基準作成を試みた。この度の想定事例は情報保障や移動介助というこれまでのタイプの支援が必要な例と、最近増加の発達障害、内部障害等を鑑みての事例とした。また、合理的配慮の内容はこれまで本学で実施している内容に加え、参考として全国調査等でみられた内容など^{7, 8, 12)}、主なものを抜粋して80の支援例を作成し、5つの仮想事例について妥当性を判断した¹⁰⁾。

妥当性の評価を集約するにあたっては、デルファイ法を用いた。この方法では参加者の意見を集約して行くが、結果1に示したように、経験10年以上のA群は全体の傾向をみても、2回目の回答はほとんど変化せず、経験10年未満のB群は2回目に変化しており、全体の傾向をみて回答を修正した傾向があったものと思われた。

全員の2回目の回答の結果得られた数値の中央値をこの度の検討のコンセンサスとし、合理的評価の妥当性（必要性とも言える）は1から9段階で評価されており、1から3を「低い」4から6を「中位」、7から9を「高い」とした。

今回の妥当性評価は回答者のこれまでの経験も判断に加味されていると思われた。また、個別の必要性は個々に違うはずであるが、あえて想定事例を設けて、複数人の回答でのコンセンサスをとる形式にした。実際の支援では個別性が高いが、あえて定量的な評価を試みることで、基準的参考値として供する目的もある。

いずれの仮想事例においても共通するものは下記の事項であった。列挙すると、「病院受診のための欠席時には講義の資料が欲しい」（「中位」）、「レポート課題の期限延長」（「中位」）、「重要事項（試験日程、提出課題、休講情報、教室変更等）は可能な限り、学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書（板書、配布資料）で明示」（「高い」～「中位」）、「急な予定変更がある場合は、可能

な限り、変更内容を具体的に記した文書（板書、配布資料等）で通知」（「高い」～「中位」）、「事前に作業工程、制限時間、注意事項等を、文書（板書、配布資料等）で具体的に明示」（「高い」～「中位」）、「申請、書類作成等に関する助言」（「高い」～「中位」）、「就労移行支援事業所と連携した就労支援」（「高い」～「中位」）、「支援関係学生教職員に啓発講習会を開催」（「高い」～「中位」）であった。これらは共通して必要性が高いものと考えられ、その他のものについては個別の事例によって変化した。

聴覚障害想定例（表2-1）においては、まず、授業や重要事項の連絡、予定の変更、指示における情報保障に関する必要性が高いと評価されるものが多かった。今回は、視覚障害想定例は作成しなかったが、情報保障が必要な場合には、必然の結果と考えられた。また今回の肢体不自由は移動介助の他に「手が震えて文字がうまく書けない。」という状態を付記したため、「板書の撮影」、「板書の内容を資料で提供」という情報保障についても必要性が高く評価されていた（表2-2）。さらに、発達障害想定例でも授業に係る配慮は多かった。発達障害例は、今回は2通りにしたが、それでも両者では支援の必要度の違いが評価結果にみられた（表2-3）。

次に、配慮種類別に結果をみた。まず、「授業の情報保障等」では聴覚障害想定例での必要性が高かった。また、肢体不自由ではこの度は「手が震えて文字がうまく書けない。」という設定であり、それを補うための情報保障の必要性があった。「ICレコーダーによる授業の録音」、「板書の撮影」、「板書の内容を資料で提供」、「授業ノートのコピーを提供」については、聴覚障害想定例、肢体不自由想定例、発達障害想定例 ADHD 相当で、「中位」から「高い」必要性であった。発達障害想定例では「ICレコーダーによる授業の録音」は情報保障としてのコミュニケーション障害の補完目的としての必要性もみられた。

「欠席時の対応等」では「病院受診のための欠席時の講義資料提供」はいずれの障害にも必要性が認められた。さらに、発達障害想定例 ADHD

相当と ASD 相当、内部障害想定例では、「授業中体調不良時、退室しやすいよう配慮」、「体調不良により遅刻欠席する可能性を予め考慮」、「体調不良で連絡できずに欠席した場合も、後日授業内容に関する質問に対応等の配慮」、「授業中の服薬・給水を許可」も「中位」から「高い」必要性であった。欠席時の配慮は、内部障害想定例で多く、ついで発達障害想定例で多かった。

「履修基準に関わること等」は授業実施方法に関しての内容もあるが、「レポート課題の期限延長」はいずれにも「中位」であり、「授業内容の代替措置」、「授業の終わりに教員が授業内容を確認」も聴覚、肢体不自由、発達障害で「中位」であった。発達障害例では「学習指導（レポート作成等）」、「個別ガイダンス」など種類も多かった。

「連絡等」では「重要事項の学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書（板書、配布資料）で明示」、「急な予定変更がある場合は、可能な限り変更内容を具体的に記した文書（板書、配布資料等）で通知」、「事前に作業工程、制限時間、注意事項等を、文書（板書、配布資料等）で具体的に明示」は共通して必要性があり、いずれも連絡等に対する配慮の必要性が認識された。

「実習（教育実習、臨床実習等）」では聴覚障害想定例、肢体不自由想定例で「教育実習・診療実習先への支援者の配置」、「実習・実技の免除」があった。発達障害では「学習上のスケジュールリング支援」、「教育実習先での居場所確保」の必要性を認めた。

「グループ学習・実験等」では発達障害想定例 ADHD 相当と ASD 相当では「テーマの変更」があり、「指示は文字や紙で実施」は「高い」必要性であった。

「試験等」は進級卒業や評価につながり、重要なところである。聴覚障害想定例、肢体不自由想定例では情報保障ならびに回答支援があった。また「試験時間延長1.3倍」は肢体不自由想定例、発達障害想定例 ADHD 相当と ASD 相当であり、別室受験は聴覚障害想定例、肢体不自由想定例、発達障害想定例 ADHD 相当と ASD 相当で必要性があった。また「試験の代わりにレポート」と

いう代替措置も肢体不自由想定例、発達障害想定例 ADHD 相当と ASD 相当でみられた。

「生活支援にも係ること等」では、移動支援やバリアフリー対応が肢体不自由でみられた。「居場所の確保」は、発達障害想定例 ADHD 相当と ASD 相当でみられた。いずれの障害にも確保が望ましく、本学ではアクセシビリティセンターや保健管理室も利用されている。

「申請、書類作成等に関する助言」「就労移行支援事業所と連携した就労支援」はいずれにも必要性があり、ついで「行政サービス等、学外機関の紹介・橋渡し」であった。

「課外活動等」は移動介助がみられた。

「研修会等」では「支援関係学生教職員に啓発講習会を開催」はいずれにもみられたが、発達障害で特に高い必要性であった。

次に、評価者による妥当性評価数値の最小値と最大値で差が大きい例をみた。7点以上も違いのある支援内容例は以下の通りであった。聴覚障害想定例での「板書の撮影」、「板書の内容を資料で提供」、「ポイントテイク（代筆者）を1名配置」、肢体不自由想定例で「ICレコーダーによる授業の録音」、「録音音声のテキスト化」、「遅刻に対する配慮」、発達障害想定例 ASD 相当での、「重要事項（試験日程、提出課題、休講情報、教室変更等）は可能な限り、学生用電子掲示板システムへの掲示又は文書（板書、配布資料）で明示」、「行政サービス等、学外機関の紹介・橋渡し」、「就労移行支援事業所と連携した就労支援」であった。この差については、回答者のこれまでの経験や考え方の差異もあるが、質問紙であるため、解釈の違いも考慮され、今後の検討課題としたい。

また、独立行政法人日本学生支援機構の平成28年度（2016年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査⁸⁾での授業並びに授業以外の支援⁷⁾を参考にみた。この日本学生支援機構の実態調査では、授業支援実施状況を見ると、障害全体で「配慮依頼文書の配布」は65.6%と最多であった。このたびの我々の評価項目には、「配慮依頼文書の配布」ということは入っていない。「配慮依頼文書の配布」自体も合理的配慮の一つであることは

間違いないが、配布は本人の同意のもとで行うことが原則であり、この度の我々の検討はそこに記載される合理的配慮の内容に着目するためである。

今回の我々の検討は7名の評価者が仮想事例について、合理的配慮の内容の妥当性を評価した結果を基準づくりとして行ったものである。従ってこれまでの経験や考え方の影響も見られると思われる。今回のものが全てに通用する基準ではないが、標準化の方法の一つとして、より大多数での検証、評価のばらつきの検討などによって、さらに妥当性の指標の向上が得られるものと思われる。

V. おわりに

近年、支援の対象も、内容・範囲もますます多様となっており、障害学生支援を、より効果的に実施するためには、本人・関係者間での建設的な相談・対話が重要であり、支援者側はどのような支援が必要であるかの一般的知識とどの程度の必要度かの定量的評価も知っておくことが有用と考えられた。このたび仮想事例に対しての支援内容・範囲の妥当性について、障害学生支援または保健管理に携わるスタッフに、不適當から適當までの9段階で判定してもらう事で、妥当性の検討を行い、半定量的評価として、基準の試案を作成した。

謝 辞

本研究の一部は JSPS 科研費15K01683「心身の疾病・発達障害等のある学生への合理的配慮の基準に関する検討」の助成を受けた。また、本研究の一部は第46回中国四国大学保健管理研究会（H28.8.26、広島市）、第47回中国四国大学保健管理研究会（H29.8.25、高知市）、第55回全国大学保健管理研究会（H29.11.29、沖縄県宜野湾市）において発表した。

文 献

- 1) 竹田一則：障がいのある学生の修学支援に関する検討会（第一次まとめ）の概要と今後の課

- 題. CAMPUS HEALTH, 51(1):180-82, 2014.
- 2) 文部科学省：障害のある学生の修学支援に関する検討会（座長：竹田一則 筑波大学人間系教授）：障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について，平成29年3月，2017.
 - 3) 佐野（藤田）眞理子，吉原正治，山本幹雄：高等教育における障害のある大学生の支援—その全体像. CAMPUS HEALTH, 52(2):15-20, 2015.
 - 4) 吉原正治，岡本百合，内野悌司，他：高等教育の障害学生支援における体系的支援と個別支援—保健管理施設の役割と連携について—. CAMPUS HEALTH, 50(2):137-42, 2013.
 - 5) 山本幹雄，岡田菜穂子，山崎恵理，他：大学における障害のある学生への合理的支援とその課題—広島大学の事例から—. 総合保健科学, 31:49-59, 2015.
 - 6) 吉原正治，日山 亨，佐野（藤田）眞理子：大学生の多様性と全学支援体制の構築—全国集計も含む—. CAMPUSHEALTH, 47(2):1-6, 2010.
 - 7) 独立行政法人日本学生支援機構：大学，短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告平成17年度から平成28年度調査分析報告，2017.
 - 8) 独立行政法人日本学生支援機構：平成28年度（2016年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査，2017.
 - 9) 吉原正治，岡本百合，内野悌司，他：障がい学生支援における合理的配慮の調整過程に関する考察. 総合保健科学, 32:25-30, 2016.
 - 10) 吉原正治，山本幹雄，佐野（藤田）眞理子，他：障害学生支援における合理的配慮の妥当性評価に関する検討. 総合保健科学, 33:51-60, 2017.
 - 11) 吉原正治，佐野（藤田）眞理子，山本幹雄，他：高等教育における内部障害学生の修学支援と配慮. 総合保健科学, 27:73-79, 2011.
 - 12) 吉原正治，古川 卓，川池陽一，他：大学における障害学生修学支援に関する調査報告. CAMPUS HEALTH, 54(2), 252-7, 2017.